

埼玉県福祉のまちづくり条例に係るこれまでの経緯

国

埼玉県

平成6年

ハートビル法施行

- ・特別特定建築物の建築等について、基礎的基準への努力義務化
- ・認定建築物に対する支援措置の創設

平成7年

埼玉県福祉のまちづくり条例制定

- ・生活関連施設の整備の際には、整備基準の遵守を義務化

埼玉県建築基準法施行条例改正

- ・一定の特殊建築物を対象に、出入口や廊下の幅などの規定を追加

平成12年

交通バリアフリー法施行

- ・旅客施設等を新設する際に、移動円滑化基準への適合を義務化
- ・市町村による基本構想の作成を可能とした

平成15年

ハートビル法改正

- ・特定建築物の範囲の拡大
- ・特別特定建築物の建築等について、利用円滑化基準への適合を義務化
- ・認定建築物に対する支援措置の拡大

平成16年

埼玉県福祉のまちづくり条例改正

- ・「県及び県民の責務」に県民参加の規定を追加
- ・「子ども」を条例の配慮対象とした
- ・「学校」が生活関連施設であることを明文化
- ・「用途変更」も整備や届出等の対象とした

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則改正

- ・小規模建築物の整備基準の新設及び届出範囲の拡大
- ・生活関連施設に「路外駐車場」を追加
- ・多機能トイレの整備基準の新設
- ・子育て関連設備の整備基準の新設

平成17年

ユニバーサルデザイン政策大綱

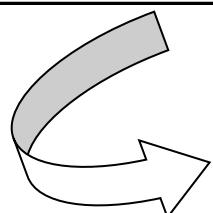
- ・生活環境や連続した移動環境をハード・ソフト両面から継続して整備・改善していく

平成18年

バリアフリー新法施行

- ・対象者の拡大
- ・対象施設の拡充(路外駐車場、都市公園など)
- ・基本構想の作成範囲の拡充

平成20年



埼玉県建築物バリアフリー条例制定

- ・バリアフリー法に規定する対象建築物の追加や対象規模の引き下げなど

平成21年

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則改正



平成30年

バリアフリー法等の改正

- ・交通バリアフリー基準の一部改正
- ・建築物(客室)の車いす用客室の設置基準改正等

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則改正

- ・公共交通機関の施設(駅の利用円滑化経路の複数化など)
- ・建築物の基準一部改正(宿泊施設の障害者用客室の増加など)